

第1回 システム化部会・データ標準化部会・ 合同部会でのご意見に係る補足説明

本資料は、第1回システム化部会・データ標準化部会 合同部会及び情報共有サイトにていただいたご意見のうち、以下の事項について、今後の対応方針等について補足説明させていただくものです。

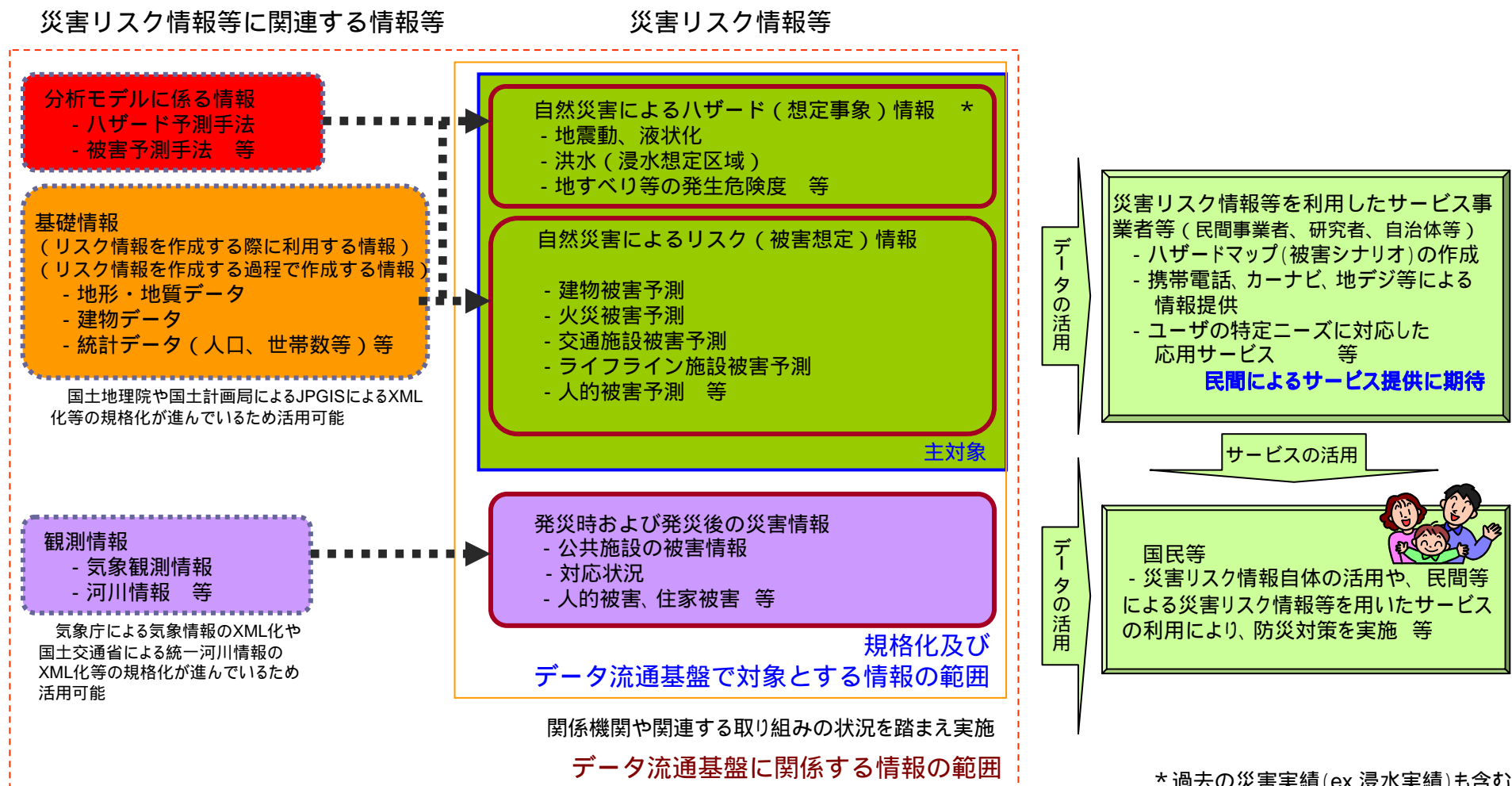
- 1. 規格化及びデータ流通基盤で取扱う情報の範囲
- 2. データ流通基盤にて提供する機能
- 3. 規格化作業における利活用検討の位置づけ
- 4. 災害リスク情報のデータ流通促進・運用について
- 5. 既存情報の取り扱いについて
- 6. ご提案いただいた参考事例について

平成22年5月

1. 規格化及びデータ流通基盤で取扱う情報の範囲

災害リスク情報及び関連する情報等と規格化及びデータ流通基盤の関係を以下に示す。

規格化により防災対策や各種サービスへの活用が期待されるため、「自然災害によるハザード(想定事象)情報」、「自然災害によるリスク(被害想定)情報」を主対象とし、これに「発災時および発災後の災害情報」を加えた災害リスク情報等を規格化及びデータ流通基盤の対象とする。



* 過去の災害実績(ex.浸水実績)も含む

洪水分野における対象データと仕様書（例）

発災時および発災後の情報

浸水被害情報、破堤箇所情報等

分析モデル・手法に関する情報

「浸水想定区域図作成マニュアル」
(国土交通省河川局治水課)

「洪水ハザードマップ作成の手引き」
(国土交通省河川局治水課)

「治水経済調査マニュアル」
(国土交通省河川局河川計画課)

「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」
(国土交通省河川局治水課)

「内水ハザードマップ作成の手引き」
(国土交通省都市・地域整備局下水道課)

災害リスク情報

浸水想定区域

「浸水想定区域データ電子化ガイドライン」
(国土交通省河川局)

避難時危険箇所

ハザードマップ

実績氾濫区域

・「流域地盤環境データ作成のガイドライン」
・「河川基盤地図ガイドライン」
(国土交通省河川局)

…等

洪水による被害想定

家屋被害

事業所被害

家財被害

…等

リスク情報を作成する際に利用する情報
(基盤データ等)

標高データや行政界等

凡例

各データの記述様式が
定められている文書

データ名

関連する仕様書・ガイドライン

「災害リスク情報」と「分析モデル・
手法に関する情報」の関連

地震分野における対象データと仕様書（例）

発災時および発災後の情報

地震被害情報、観測震度情報等

分析モデル・手法に関する情報

「津波・高潮ハザードマップマニュアル」
(内閣府、農林水産省、国土交通省)「各都道府県における被害想定手法」 2
(各都道府県)「首都直下に係る被害想定手法について」 1
(内閣府)

災害リスク情報

地震による被害想定

ハザードマップ

震度分布

火災被害
(焼失棟数等)ライフライン被害
(電力、通信、ガス、上水道、下水道等)液状化危険度
(PL値等)建物被害
(全壊棟数、半壊棟数等)人的被害
(死傷者、帰宅困難者、避難者等)津波危険度
(最大津波水位、浸水想定区域等)交通・輸送施設被害
(道路施設被害等)

...等

...等

リスク情報を作成する際に利用する情報
(基盤データ等)

標高データや行政界等

凡例

データ名

各データの記述様式が
定められている文書

関連する仕様書・ガイドライン

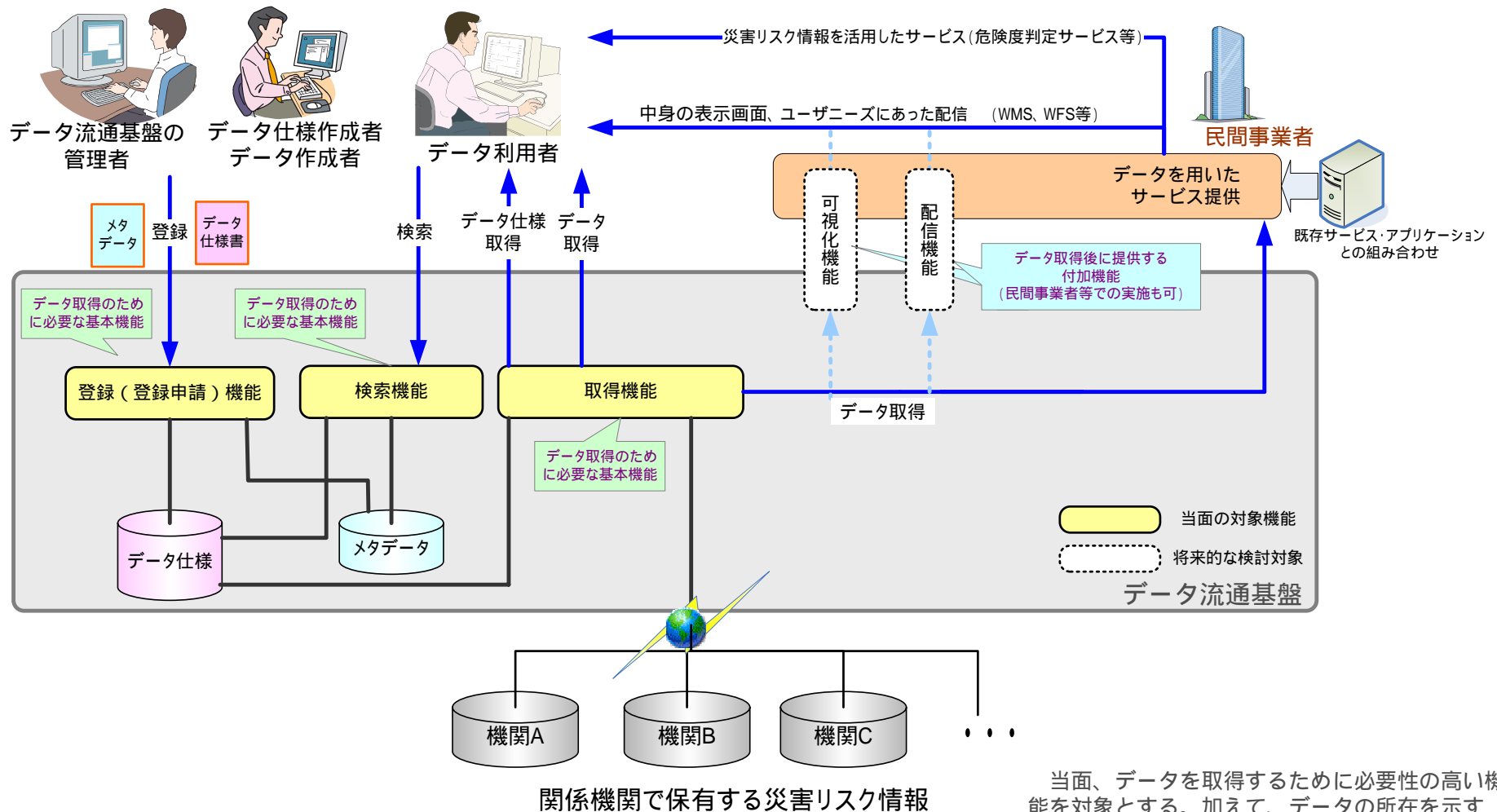
「災害リスク情報」と「分析モデル・
手法に関する情報」の関連

- 1 東海地震、東南海・南海地震等の各種地震毎に被害想定手法が整理
- 2 各都道府県では、国の被害想定手法等を参考に被害想定手法を整理(被害想定業務の報告書として整理されていることが一般)

2. データ流通基盤において提供する機能

データ流通基盤にて提供する機能の全体イメージ

詳細は資料3参照



当面、データを取得するために必要性の高い機能を対象とする。加えて、データの所在を示すURLを提供することとし、可視化機能や配信機能は、今後、必要性を検討する。

データ流通基盤提供機能の優先順位の考え方(案)

以下の視点によりデータ流通基盤にて実装すべき機能の優先順位(当面の範囲と将来の範囲)を整理。

データ取得のための必要性: データ利用者が災害リスク情報(データ自体)を取得する上で必要となる機能かどうか

民間事業者等による実施: 民間事業者等が同様の機能を提供可能かどうか

管理者の負荷: 取り扱うデータの種類が増えた場合に、データ流通基盤の管理者に与える影響(継続性の観点)

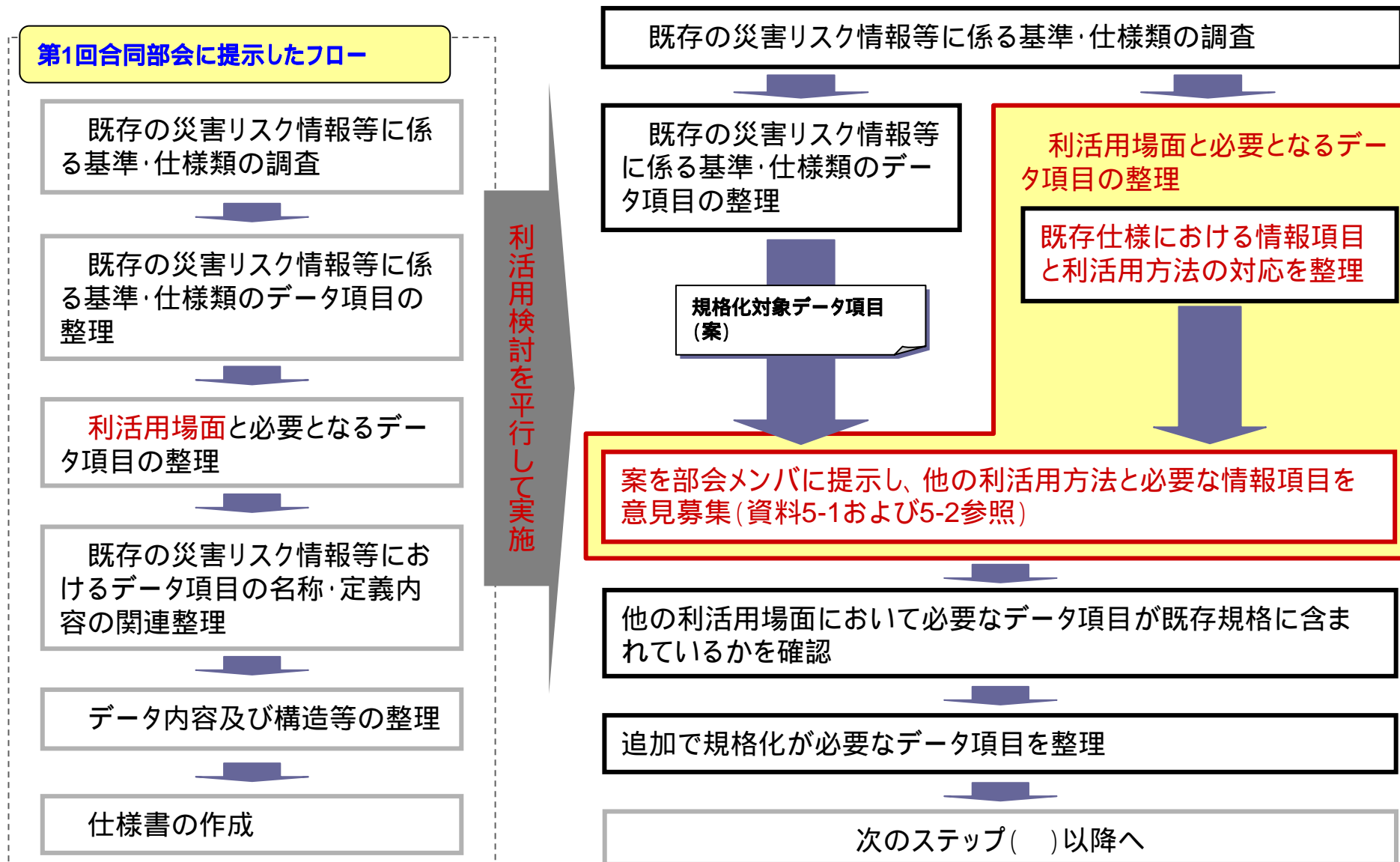
機能名(大項目)	機能概要	データ取得のための必要性	民間事業者等による実施	管理者の負荷	対象(案)
登録(登録申請)機能 …データ仕様・データの登録機能	データ仕様作成主体。及びデータ作成主体がデータ仕様やメタデータを登録する機能	: 必須 1	不可: 一元的にデータ仕様を収集する必要があるため	低: 当初に構築したものを継続利用可	: 当面の対象
検索機能 …データ仕様・データの検索機能	データ利用者がデータを検索する機能	: 必須	不可: 一元的にメタデータを収集する必要があるため	中: メタデータ毎の対応が必要な場合がある	: 当面の対象
取得機能 …データ仕様・データを入手するための機能	データ利用者が検索したデータ仕様やデータを取得するための機能	: 必須 当面はデータ所在地のURLを表示	不可:	低: 当初に構築したものを継続利用可	: 当面の対象
可視化機能 …データを地図表示する機能	データ利用者が検索したデータを閲覧する機能	: 任意 : データの中身を表示しなくても取得は可能なため	可:	高: データ仕様毎の対応が必要	: 将来的な検討対象 2
配信機能 …データ変換して配信する機能	データ利用者の利用ニーズにあった形式(プロトコル)で配信する機能 (ex. WMS、WFSによる配信)	: 任意 : 二次加工したデータの配信となるため	可:	高: データ仕様毎の対応が必要	: 将来的な検討対象 2

1 データを検索・利用するためにはメタデータやデータ仕様が必要となるため必須とする。

2 「データ取得のための必要性」の項目で(必須)ではなく、民間事業者等でも提供できる機能である。データを加工した応用サービスとして、民間事業者によるサービス状況等を踏まえて必要性を判断(特に当面は所在地のURLによる提供となるため、データを動的に取得できないことから実施は困難)。

3.規格化作業における利活用検討の位置づけ

既存のデータ項目は『**実業務における優先順位**』(その分野で共通的によく使われているもの)に基づいて整備されていると考えられ、まずは既存の仕様・利活用方法を優先的に把握



4. 災害リスク情報のデータ流通促進・運用について

- データの相互利用が関係省庁間において根付いていないということについては、事務局としても重要な課題と考えているため、省庁横断の取り組み等において留意する。
- データの流通・運用等について、今後より活発な議論を実施する場を設ける。

5. 既存情報の取り扱いについて

- 規格化作業においては、既存の規格や取組 (ex. 気象庁のXML、リアルタイムハザードマップ、統一河川フォーマット等) を尊重した上で実施。

6. ご提案いただいた参考事例について

- 意見交換等を通して内容を整理し、検討時の参考とする。